

電力小売全面自由化に関する進捗状況

平成28年10月18日

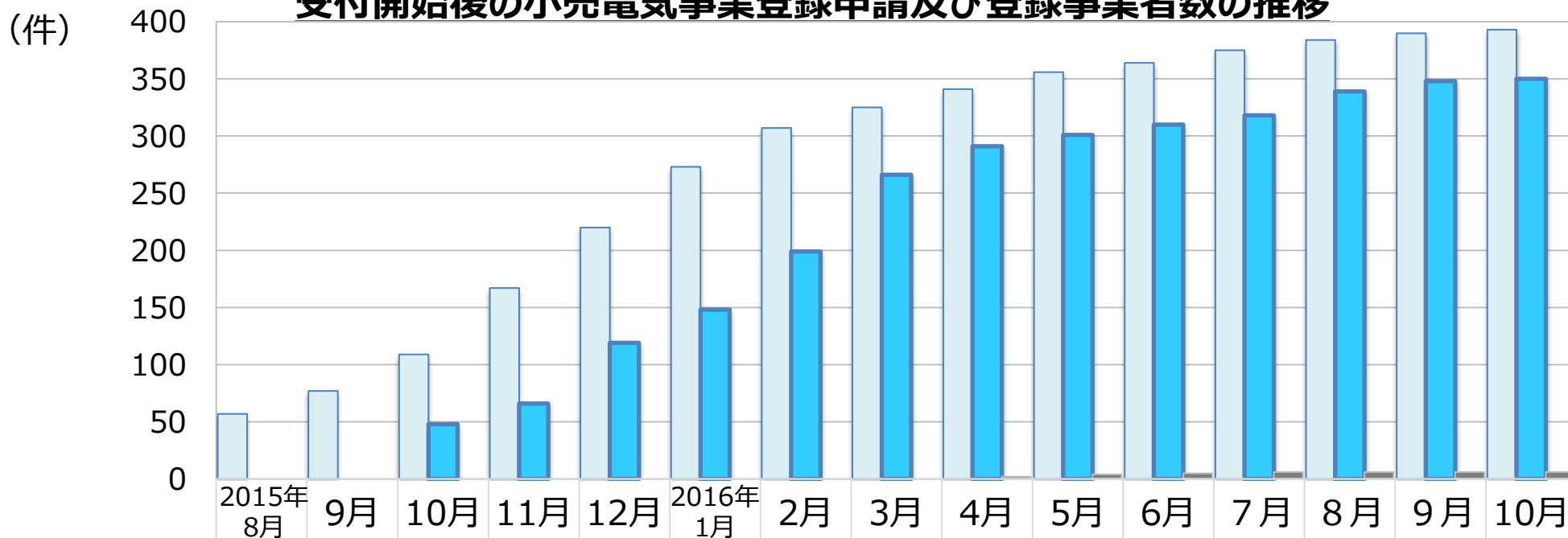
資源エネルギー庁

- 1. 電力小売全面自由化を取り巻く状況**
2. 東京電力パワーグリッドにおける
電気使用量の通知遅延等

小売電気事業者の登録数の伸び

- 昨年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に約390件の小売電気事業者登録の申請があり、10月14日時点で350社を登録。
- 本年4月の小売全面自由化以降、申請・登録件数ともに、増加率が低下している。

受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



申請件数	57	77	109	167	220	273	307	325	341	356	364	375	384	390	393
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310	318	339	348	350
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	6	6	6

(備考) ○上記件数について、9月までの件数は月末時点。10月は10月14日までの登録件数。

○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(10月14日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

新規自由化分野（低圧）の競争状況

- 9月末時点での新電力への契約先の切替え（スイッチング）の申込件数は約188万件（全体の約3.0%）。
- 8月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替件数（規制→自由）は合計約176万件（全体の約2.8%）であり、上記スイッチング件数と合わせると約364万件（全体の約5.8%）となっている。

＜地域別のスイッチング申込件数：9月末＞

管内	申込件数 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	9.5	3.4
東北	5.7	1.0
東京	108.3	4.7
中部	14.6	1.9
北陸	0.6	0.5
関西	38.1	3.8
中国	0.8	0.2
四国	1.2	0.6
九州	9.7	1.5
沖縄	—	—
全国	188.4	3.0

＜地域別の累積スイッチング実績：8月末＞

	新電力切替 【単位：万件】	自社内切替 【単位：万件】	切替件数計 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	7.3	0.1	7.4	2.7
東北	3.9	0.8	4.7	0.9
東京	86.2	58.0	144.2	6.3
中部	10.1	79.8	89.9	11.8
北陸	0.4	0.6	1.0	0.8
関西	29.8	11.3	41.1	4.1
中国	0.2	18.5	18.7	5.3
四国	0.7	0.4	1.1	0.6
九州	4.8	6.8	11.6	1.9
沖縄	—	—	—	—
全国	143.3	176.3	319.7	5.1

※ 2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）による域外進出の状況

- 7月時点での自らの供給区域外におけるみなし小売電気事業者※の販売電力量は、各社合計で約2.7億kWhであり、これは新電力の販売電力量の約5%程度に相当する。
※みなし小売電気事業者の100%子会社を含む。
- 域外のみなし小売電気事業者による販売電力量が最も多いのは関西電力管内（約1.1億kWh）で、次いで東京電力管内（0.9億kWh）となっている。

みなし小売電気事業者の旧供給区域における他みなし小売電気事業者の販売電力量（7月実績）（単位：10³kWh）

	北海道区域	東北区域	東京区域	中部区域	北陸区域	関西区域	中国区域	四国区域	九州区域	沖縄区域	合計
特別高圧	7,227	760	8,962	4,086	0	15,489	0	0	0	0	36,524
高圧	21,233	9,839	82,854	22,627	0	85,287	720	0	0	0	222,560
低圧	0	0	670	1,044	0	6,155	0	0	0	0	7,869
合計	28,460	10,599	92,486	27,757	0	106,931	720	0	0	0	266,953

（参考）低圧需要（電灯、電力計）における料金単価の比較（7月実績）

	東京区域	中部区域	関西区域
規制料金	22.4円/kWh	22.2円/kWh	22.4円/kWh
域外みなし（加重平均）	23.0円/kWh	20.5円/kWh	19.5円/kWh

注1）みなし小売電気事業者の100%出資子会社による親会社の旧供給区域外における販売電力量を含む。

注2）（参考）の規制料金と域外みなしの料金単価は、一口あたりの販売電力量（kWh/月）が異なることに留意が必要。

料金メニューの現状

- 新規参入者の増加に伴い新たな料金メニューが多く提供される一方、その多くは既存の料金メニュー・サービスの延長であり、多様性に欠けている。

エリアごとの低圧料金メニューの状況（2016年6月実績）

注1) エリア単位で1千件以上の契約数のある事業者に限定。
注2) みなし小売の自由料金メニュー、電力用メニューは除く。

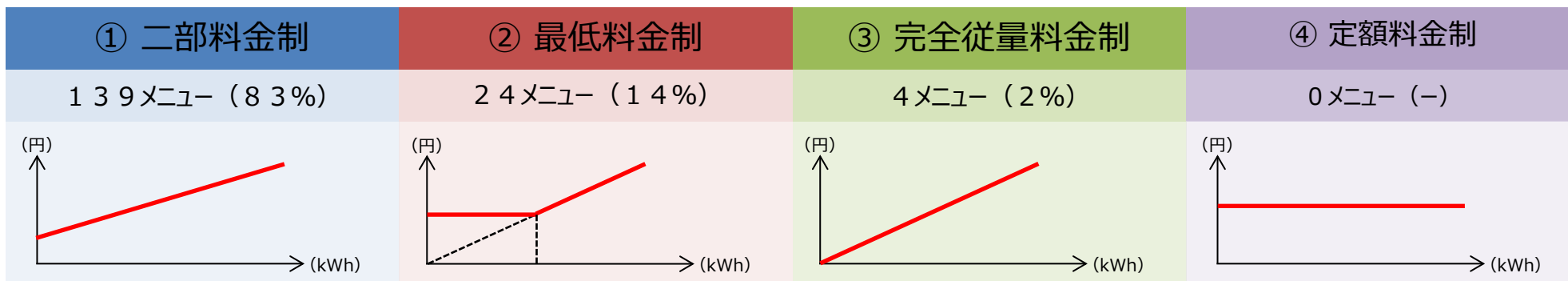
(参考)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	ベルリン	ロンドン
選択可能事業者数	7	5	24	8	1	12	1	1	8	144	20
選択可能メニュー数	24	7	61	24	2	23	1	1	25	370	95
うち燃料調整あり	24	7	61	24	2	23	1	1	25		
うちセット割あり	5	4	28	8	2	7	0	1	4		

← すべてのメニューにおいて燃料調整あり
← 1/3が通信、ガス等とのセット割

新規参入者の料金メニュー料金設定方法の内訳（2016年6月実績）

注1) エリア単位で1千件以上の契約数のある事業者に限定。
注2) みなし小売の自由料金メニュー、電力用メニューは除く。



↑ ほぼ全てのメニューが規制料金と↑
同じ二部料金制を採用

電力自由化に関するWEBアンケート調査の実施

- 自由化から約半年が経過した9月に、電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、需要家の意識・選択行動調査等を実施。
- 今回行った電力自由化に関するWEBアンケートの調査条件は以下のとおり。

	電力小売自由化に関する 消費者選択行動アンケート調査	電力小売全面自由化に係る 需要家意識調査
実施主体	電力・ガス取引監視等委員会	資源エネルギー庁
調査方法	インターネット調査	インターネット調査
対 象	電気の購入先または電気料金プラン を変更した20～69歳の男女	自宅で電気を使っている20～69歳の 男女
期 間	9月6日～7日	9月14日～16日
地 域	全国（沖縄を除く）	全国
サンプル数	1,000	1,000

アンケート調査結果の概要

- 電気の購入先または電気料金プランを「年度内に変更したい」という層が7%程度あり、引き続き一定の切替ポテンシャルが存在。
- 他方、自由化後半年が経過し、「変更を検討しない」という層が倍増（21% → 45%）。
- 変更しない理由としては、「メリットが分からない」という回答が4割にのぼり、新たな料金メニューに対する認知不足、あるいは魅力を感じていない層が多いことが伺える。
※ 変更しない理由に安定供給の不安や手続の煩雑さを上げる人は減少。
- 他方で、実際に購入先を変更した人は、その満足度について約9割が「自分がほしいレベル以上」と回答しており、変更に対する満足度は高い。
- また、電気の購入先または料金プランを変更後、約6割の方が自身の生活に関して何らかの変化があったと感じており、その中でも「節電意識が高まった」と感じている人が多い。

電力自由化に関するWEBアンケート調査 ①購入先の切替時期

- 「半年以内には変更したい」という層は半減しつつも（15%→6.8%）、引き続き一定の切替ポテンシャルは存在。
- 一方、自由化後半年で「特に検討はしない」という層が倍増している。

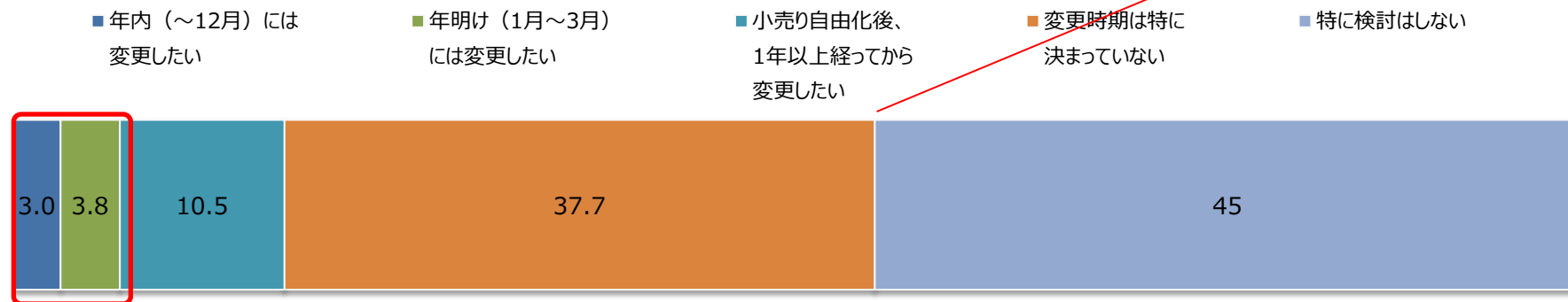
Q 家庭用(低圧電力区分の事業者含む)電力の小売り自由化にともない、あなたのご家庭では「電気の購入先」、または「電気を購入している会社は変更していないが『電気料金プラン』」を変更されましたか。

■ 既に電気の購入先変更の事前申込を行った ■ 小売り自由化後、すぐに変更したい ■ 小売り自由化後、半年以内には変更したい ■ 小売り自由化後、1年以内には変更したい ■ 小売り自由化後、1年以上経ってから変更したい ■ 変更時期は特に決まっていない ■ 特に検討はしない

16年3月調査



16年9月調査



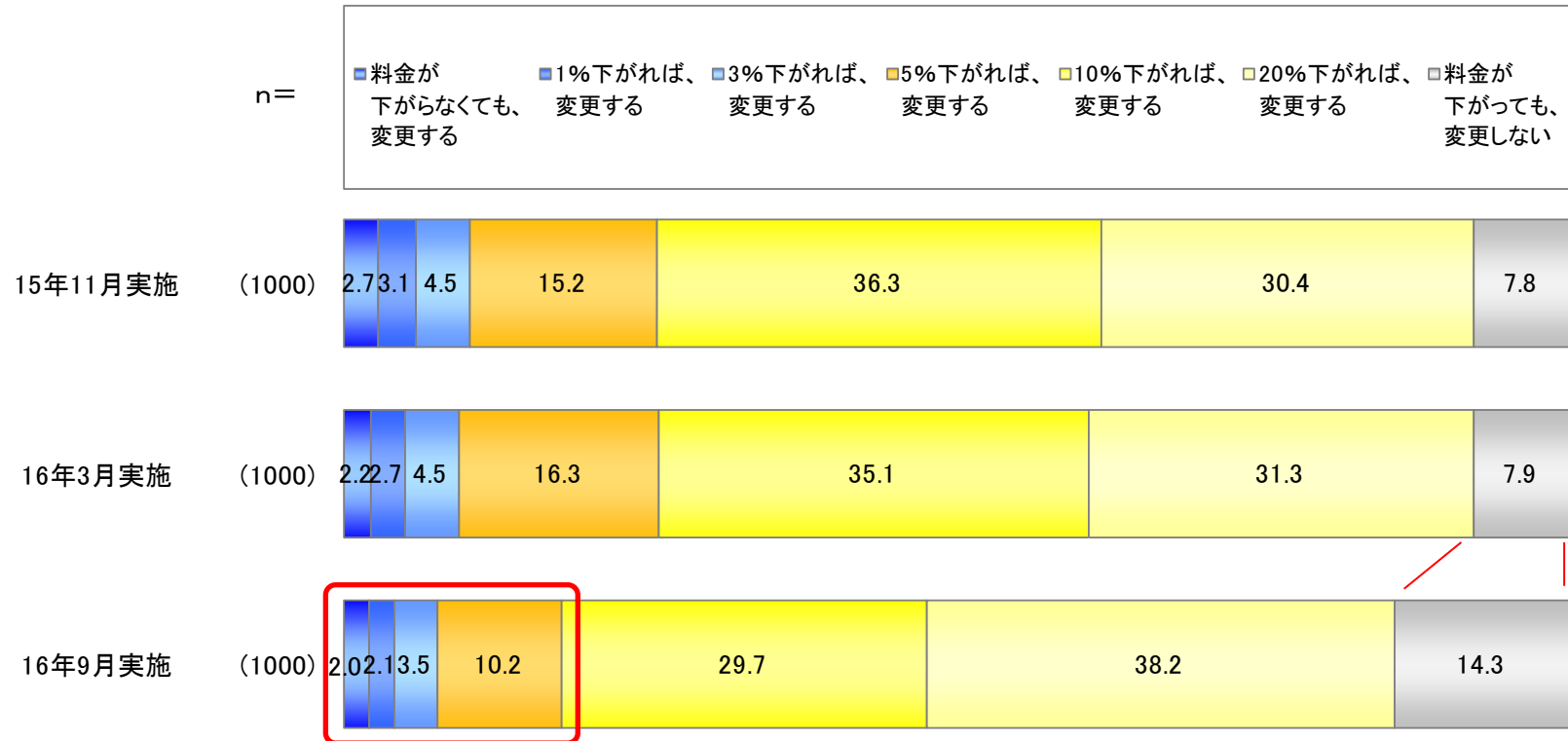
年度内の切替希望者：6.8%

→ 購入先切替割合のアンケート結果と実績の差異を勘案すると、年度内の切替ポテンシャルは2~4%程度可能性あり (出所) 電力小売全面自由化に係る需要家意識調査

電力自由化に関するWEBアンケート調査 ②料金低下と切替意向の関係

- 「料金が下がっても変更しない」という層が倍増しており、「変更を検討しない」という層が増加している。
※ ただし、すでに変更済みの人が、この層に存在する可能性も高い。
- 一方、「5%以上安くなれば変更する」という層が2割程度あり、引き続き一定の切替ポテンシャルが存在している。
※ 16年5月実績（電力取引報）では新電力への切替で約7%料金単価が低下。

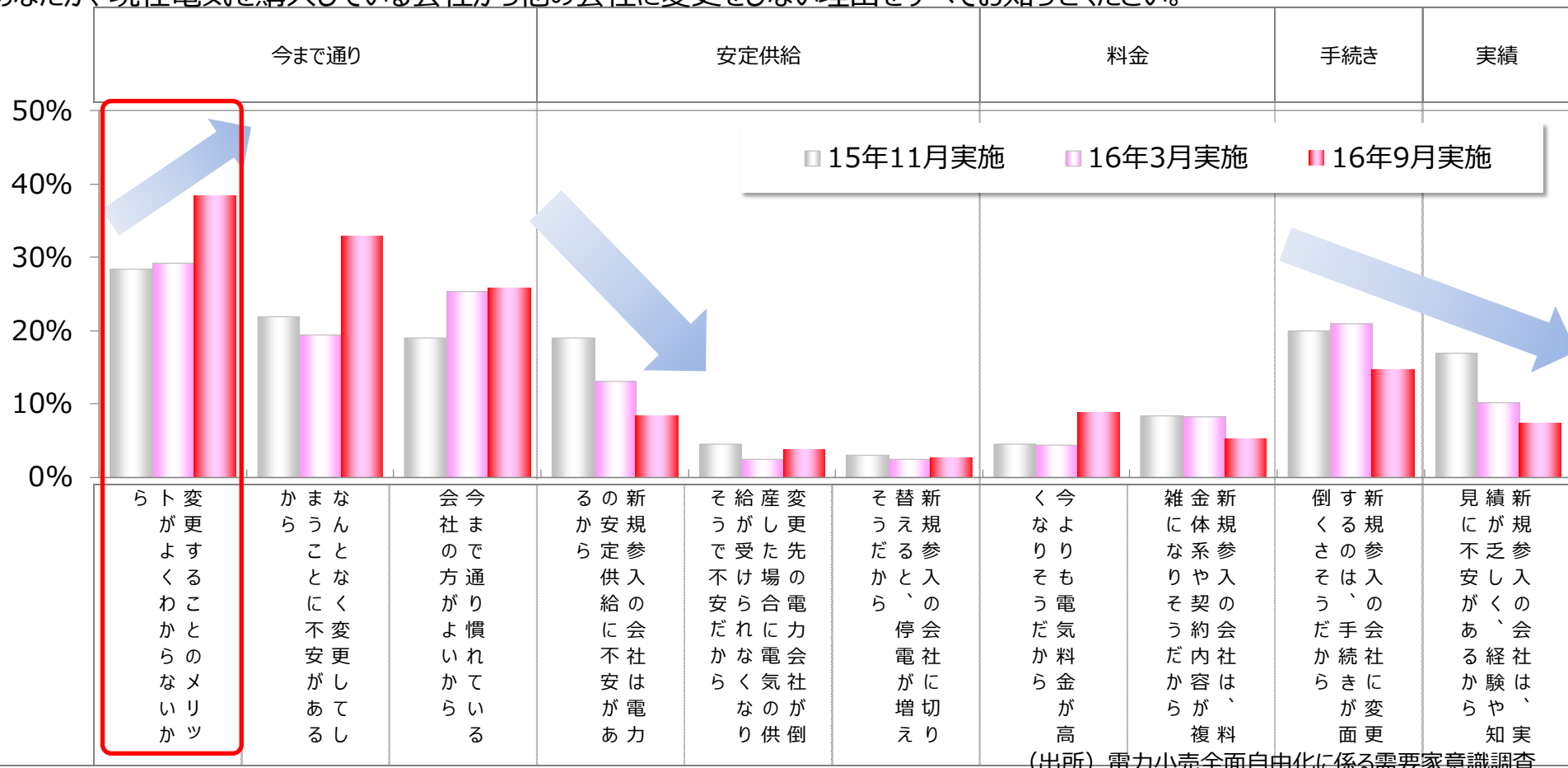
Q あなたは、1ヶ月あたりの電気料金がどの程度下がれば、ご自宅の電気の購入先を変更しますか。 (n=)



電力自由化に関するWEBアンケート調査 ③非変更者の理由

- 購入先を変更しない理由として、安定供給への不安や手続の煩雑さを理由に挙げる人は減少。
- 他方、「メリットがよくわからない」という回答が約4割となっており、新たな料金メニューに対する認知不足、あるいは魅力を感じていない層が多いことが窺える。
→ 先述の「変更を検討しない」という層が増加している要因のひとつと推測される。

Q あなたが、現在電気を購入している会社から他の会社に変更をしない理由をすべてお知らせください。

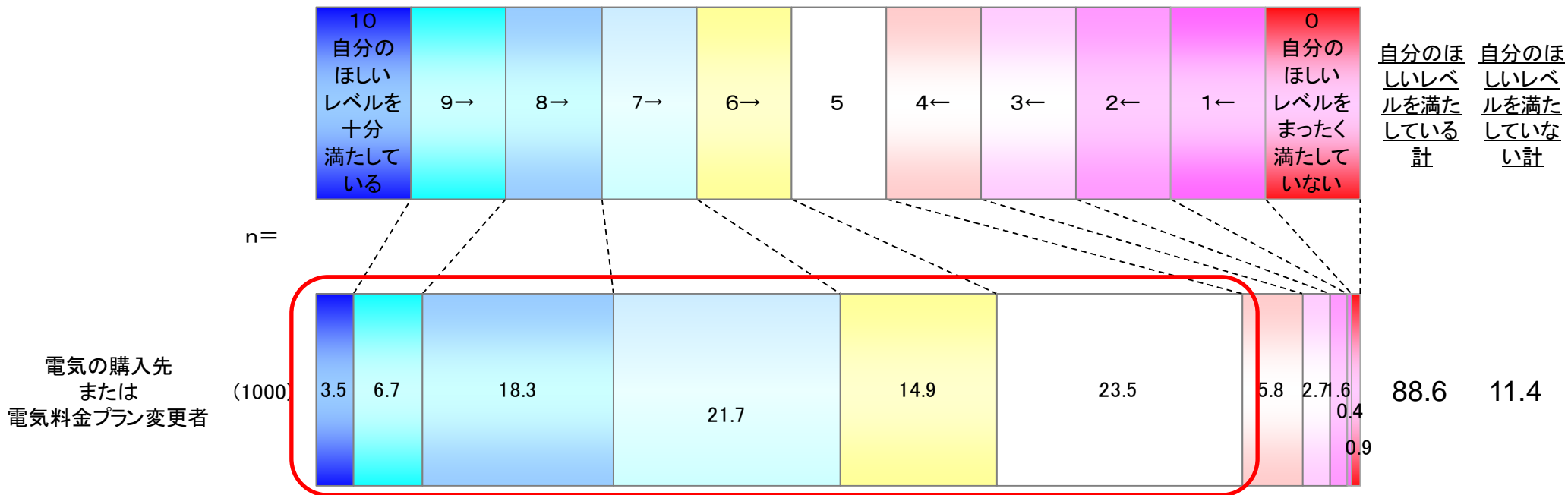


電力自由化に関するWEBアンケート調査 ④切替者の満足度

- 電気の購入先または料金プランの変更に対する満足度に関しては、変更者の約9割が「自分がほしいレベル以上」と答えており、変更に対する満足度は高い。

Q あなたは、「電気の購入先」、または「電気料金プラン」を変更したことによるどの程度満足していますか。

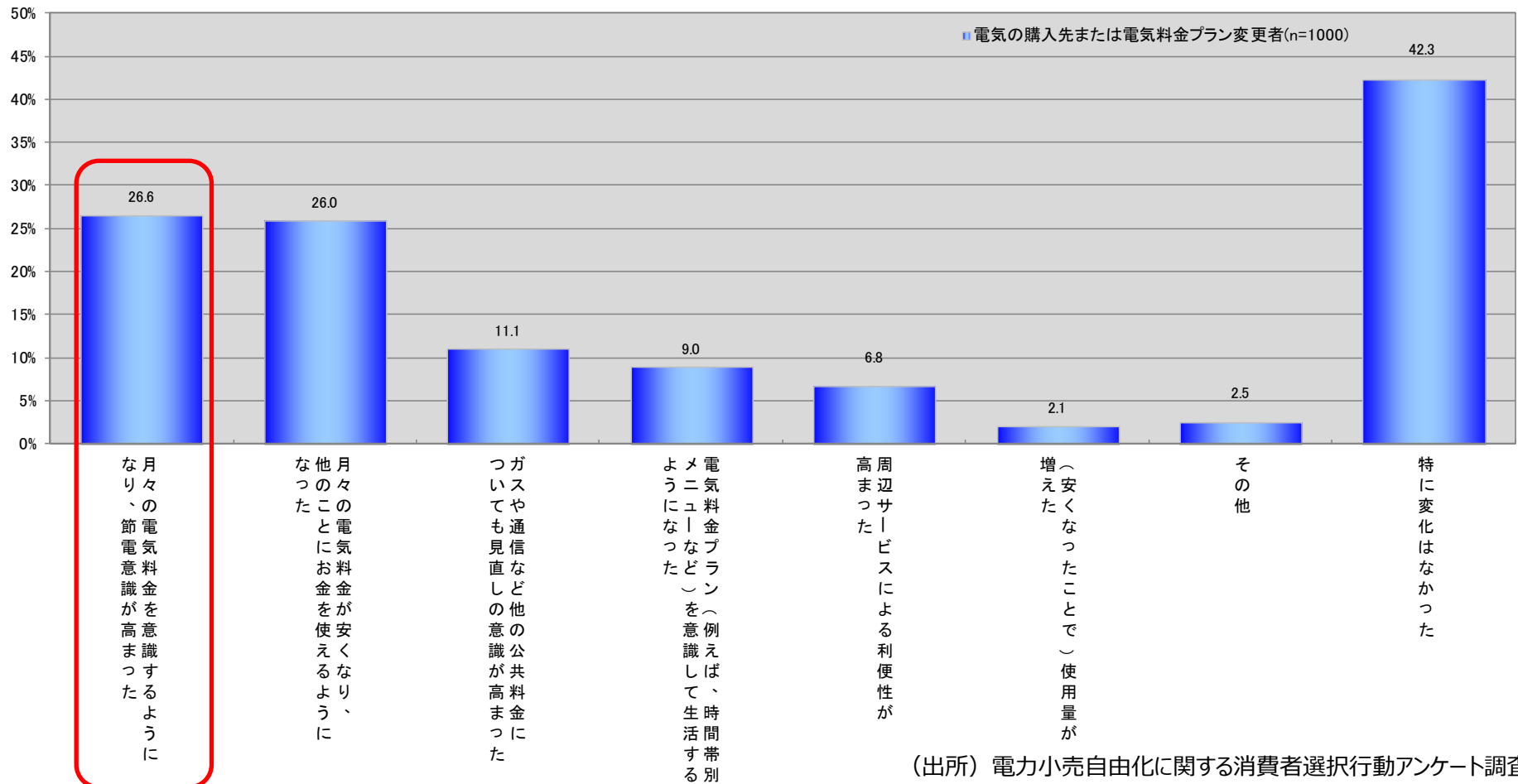
(%)



電力自由化に関するWEBアンケート調査 ⑤生活の変化（節電意識等）

- 電気の購入先または料金プランを変更後、約6割の方が自身の生活に関して何らかの変化があったと感じており、その中でも「節電意識が高まった」（26.6%）と感じている人が多い。

Q 「電気の購入先」、または「電気料金プラン」変更後のあなたご自身の生活にどのような変化がありましたか。（複数回答）



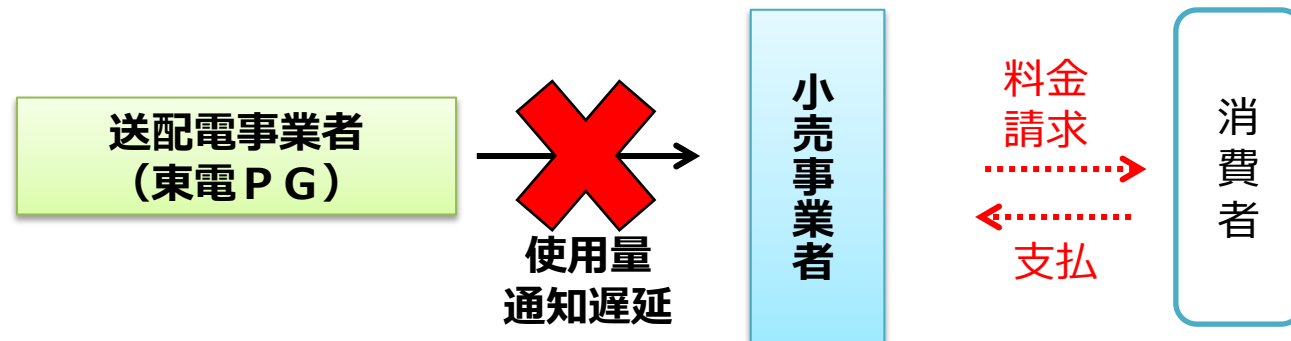
1. 電力小売全面自由化を取り巻く状況
2. **東京電力パワーグリッドにおける
電気使用量の通知遅延等**

東京電力パワーグリッド株式会社における電気使用量の通知遅延問題

- 東京電力パワーグリッド（東電 P G）においては、システムの不具合等により、4月から小売事業者への電気使用量の通知遅延が発生。小売事業者から需要家に対する電気代の請求が遅れるなどの影響が生じた。
- このため、6月17日、電力・ガス取引監視等委員会が東電 P Gに業務改善勧告を发出。同勧告に基づき、東電 P Gは7月1日付けで改善計画を策定し、通知遅延の解消に取り組んできた。
- その結果、9月20日時点で、使用量を確定できず小売事業者との協議に移行したケース[※]等を除き、新規検針分はほぼ7営業日以内の通知を実現し、過去の通知遅延分も未通知をほぼ解消。

※過去分（4～9月分）のうち、協議に移行したものは7,613件（うち3,084件は協議完了）。

- 経産省としては、検針後4営業日以内の通知の実現など、引き続き遅延解消に向けて指導すると共に、スイッチング時の誤針やシステム操作誤りに伴う誤通知が別途生じていることから、再発防止の徹底を求めていく。



(参考) 電気使用量の確定通知遅延の概要

- 東電P Gにおける電力使用量の確定通知遅延の主な原因は以下の3点であり、暫定的に人手による対策を実施。
- 更に恒久対策として以下のシステム対策を検討中。

主な発生原因	実施中の対策	恒久対策
①【取替未整理】スイッチング時に旧型計器からスマートメータに取り替えた際の登録遅延・情報消失 人手起因	✓ 取替情報の迅速かつ確実な登録の徹底 ✓ 現地計器確認スケジュールの前倒し	● 計器取り替え時の指針のシステムによる早期保全 (10月末日途)
②【人手を要するデータ補正処理】の不備 ● スマートメータデータの欠落補完 ● 多様な契約変更処理 人手起因	✓ リモート検針・現地出向によるデータ再収集 ✓ 人手によるデータ補完処理の要員の増加	● 人手によるデータ補正処理をシステム化により効率化 (10月末日途)
③システム内のデータベース間で計器取替データが正しく同期されず、使用量データが連携されない システム起因	✓ システム内のデータ不整合の人手による補正	● システム内のデータを正しく同期するようシステム改修 (年内完了目途)

(参考) 需要データ (新規検針分) 未通知件数の推移

- 新規検針分については、9月8日検針分以降以下の事由のものを除き、ほぼ7営業日以内の通知を継続中。今後は以下事由を極力減らしていく。
 - 電気の利用者の申込内容の確認に時間を要するもの
 - 過去月が協定協議中の対象において小売電気事業者の要請により通知を保留しているもの
 - 協定協議対象となるもの

